

第 3 部

補 正 係 数

第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

第2章 補正係数の種類

第1節 種別補正

1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

2 補正係数の一般的算式

種 別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別 A に係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

第2節 段階補正

1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

段階補正係数（ α ）は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$ ……測定単位の数値
 X ……標準区の数値
 Δx_n ……n 段階目の数値の増減差
 d_n ……n 段階目の補正率
 符号：+ …… $X < x$ ；- …… $X > x$ のとき

補正率（ d_n ）は、次の算式で求められる。

i 標準区の数値を超える段階（数値の増加により逓減するもの）

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

A ……単位費用
 Δb_n ……n 段階目の減少する単位費用の額

ii 標準区の数値に満たない段階（数値の減少により逓増するもの）

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_n - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

Δb_n ……n 段階目の増加する単位費用の額

段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

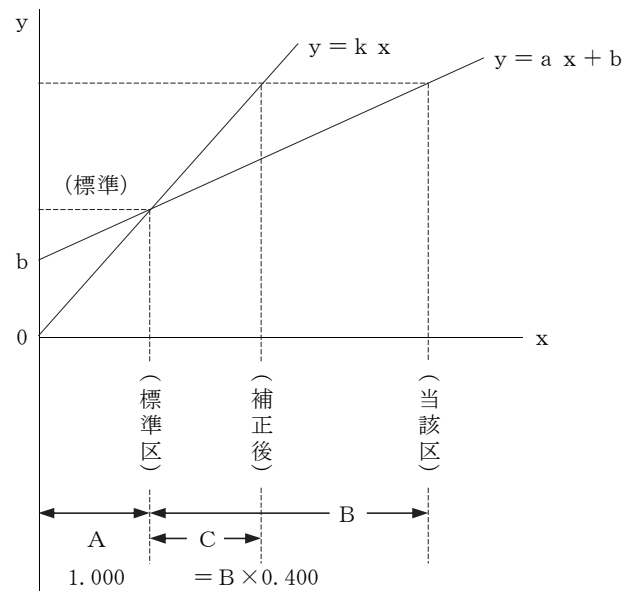
(図例) 補正率を0.400 として

当該区の数値

$$A + B$$

当該区の段階ごとに補正した数値

$$A + C = A + B \times 0.400$$



イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

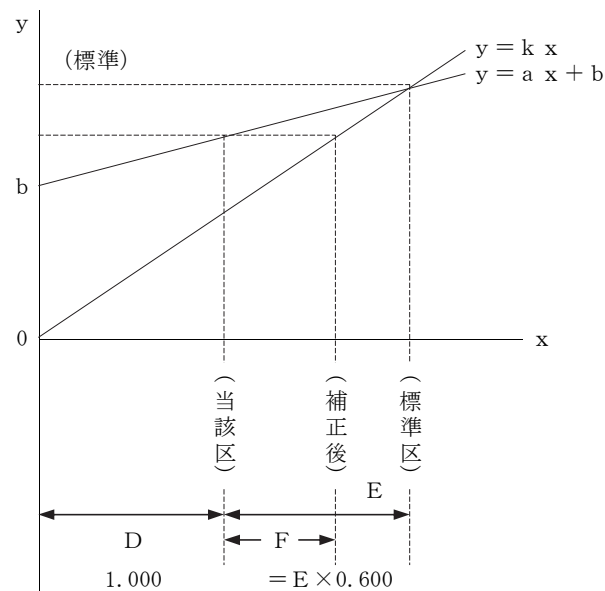
(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値

$$D$$

当該区の段階ごとに補正した数値

$$D + F = D + E \times 0.600$$



第3節 密度補正

1 目 的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left(\frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left(\frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ

第4節 態容補正

1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{A \times x}$$

A ……単位費用

x ……当該区の数値

b ……当該区の付加すべき事業費

第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

1 経常的経費

経 費 の 種 類		測 定 単 位	種別	段階	密度	態容	補 正 係 数 の 連 乗 加 算 の 方 法		
議 会 総 務 費		人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）	
民 生 費	社 会 福 祉 費	人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正係数－1）	
	老 人 福 祉 費	65歳以上人口			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
	生 活 保 護 費	被 保 護 者 数			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正係数－1）	
	児 童 福 祉 費	18歳未満人口			○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（密度補正Ⅳ係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）＋（態容補正Ⅳ係数－1）	
		区立保育所 入所児童数				○	○		密度補正Ⅰ係数＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正係数－1）
		私立保育所 入所児童数					○		
	国民健康保険 事業助成費	被 保 険 者 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
	後期高齢者医療 制度事業助成費	被 保 険 者 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
衛 生 費		人	口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－1）＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）＋（態容補正Ⅳ係数－1）	
清 掃 費	清 掃 総 務 費	人	口		○				
	収 集 作 業 費	人	口		○	○	○	段階補正係数×密度補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
	収 集 車 両 費	人	口		○	○	○	段階補正係数×密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
	処 理 処 分 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）	
経 済 労 働 費	生 活 経 済 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）	
	産 業 経 済 費	事 業 所 数			○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
土 木 費	建 築 公 害 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）	
	都 市 整 備 費	人	口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－1）	
	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 面 積	○	○	○	○		段階補正係数×密度補正係数＋（態容補正係数－1）	
	公 園 費	公 園 面 積	○	○					
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数				○			
		学 級 数							
		学 校 数		○			○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－1）＋（態容補正Ⅱ係数－1）＋（態容補正Ⅲ係数－1）	
	中 学 校 費	生 徒 数		○	○			段階補正係数＋（密度補正係数－1）	

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人 口		○	○	○	段階補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－１）＋（密度補正Ⅱ係数－１） ＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
そ の 他 諸 費	公 債 費	元利償還金					
	財 産 費	年度支払額					
	その他行政費	人 口				○	

2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
議 会 総 務 費		人 口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社 会 福 祉 費	人 口				○	
	老 人 福 祉 費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	児 童 福 祉 費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数＋（密度補正係数－１）}×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）＋（態容補正Ⅳ係数－１）
衛 生 費		人 口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
清 掃 費	収 集 作 業 費	人 口		○		○	段階補正係数＋（態容補正Ⅰ係数－１）＋（態容補正Ⅱ係数－１）
	処 理 処 分 費	人 口					
経 済 費	生 活 経 済 費	人 口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建 築 公 害 費	人 口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	都 市 整 備 費	人 口		○		○	段階補正係数＋（態容補正係数－１）
	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 面 積	○	○	○	○	段階補正係数＋（密度補正係数－１）＋（態容補正Ⅰ係数－１） ＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	公 園 費	人 口				○	態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）
教 育 費	小 学 校 費	学 校 数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）＋（態容補正Ⅳ係数－１）
	中 学 校 費	学 校 数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）＋（態容補正Ⅲ係数－１）
	その他の教育費	児 童 生 徒 数		○			
		園 児 数				○	
		人 口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数＋（態容補正Ⅱ係数－１）

第4章 行政費目ごとの固定費一覧

1 經常的經費

経 費 の 種 類 (測 定 単 位)		事 業 区 分	固 定 費 A	総 経 費 B	固定費割合 A／B
議 会 総 務 費	議 会 総 務 費 (人 口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部（事業費の一部及び給与費11.29人分）、一般管理事務費の一部（事業費の一部、給与費145.68人分）、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、テレワーク運営経費の一部、行政手続デジタル推進経費、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク（L G W A N）運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費の一部、都・区市町村D X 協働運営委員会経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部（防災対策、災害応急対策の一部、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策（防災普及広報等経費）の一部、震災予防対策（起震車運行等経費）の一部、感震ブレーカー設置助成事業費の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部、参集・安否確認システム維持管理費）、公衆無線L A N経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、地域コミュニティ活動支援費、住民基本台帳整備費の一部、住居表示管理費の一部、出張所管理運営費、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部（事業費の一部及び給与費の31.44人分）、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部（事業費及び給与費4.64人分）、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部（事業費の一部及び給与費4.47人分）、退職手当費の一部（26人分）、再任用（短時間）職員経費の一部（再任用64.37人分）	円	円	0.335
民 生 費	社 会 福 祉 費 (人 口)	社会福祉総務費の一部（事業費及び給与費4.40人分）、地域福祉計画作成、女性相談支援員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、避難行動要支援者名簿作成等経費の一部、指導検査事業費（社会福祉法人分）、ひとり親家庭等生活向上事業費、高次脳機能障害者支援事業費、国民年金事務費の一部（事業費の一部、給与費3.40人分）	385,537,606	5,699,997,939	0.068

経 費 の 種 類 (測 定 単 位)		事 業 区 分	固 定 費 A	総 経 費 B	固定費割合 A/B
民 生 費	老 人 福 祉 費 (65 歳 以 上 人 口)	老人福祉事業総務費の一部（事業費及び給与費17.89人分）、老人クラブ助成事業費の一部、老人福祉施設管理運営費の一部（2所分）、老人福祉センター管理運営費の一部（0.125所分）、介護保険事業助成費の一部	円 238,575,938	円 4,670,322,019	0.051
	生 活 保 護 費 (被 保 護 者 数)	給与費11.81人分	93,720,723	1,426,057,321	0.066
	児 童 福 祉 費 (18 歳 未 満 人 口)	児童福祉総務費の一部（事業費及び給与費38.75人分）、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部（6所分）、子ども家庭支援センター運営費（先駆型）、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、地域子育て支援拠点事業（都単独型）、養育費確保支援事業費、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費（保育所）の一部、保育所等賃借料補助事業費、指導検査事業費（保育施設分）	1,025,701,198	7,720,806,009	0.133
	国 民 健 康 保 険 事 業 助 成 費 (被 保 険 者 数)	国民健康保険総務費の一部（事業費の一部及び給与費20.31人分）	164,841,130	1,656,857,371	0.099
	後 期 高 齢 者 医 療 制 度 事 業 助 成 費 (被 保 険 者 数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部（事業費の一部及び給与費5.95人分）	63,997,009	2,707,585,414	0.024
衛 生 費	衛 生 費 (人 口)	衛生総務費の一部（事業費の一部及び給与費47.25人分）、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部（委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く）、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部（キャンペーン委託費）、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部（事業費の85.1％分）、住宅宿泊事業費、医薬費（医療監視・献血対策等）、医薬費（薬事監視等）の一部、医薬費（衛生試験所登録等）、環境施策推進費の一部（環境計画推進費等）、使用済注射針回収支援事業費の一部	652,915,145	3,747,727,089	0.174
清 掃 費	清 掃 総 務 費 (人 口)	総務管理費の一部（事業費の一部及び給与費6.67人分）、普及啓発費の一部	63,456,139	166,188,632	0.382
	収 集 作 業 費 (人 口)	管理運営費の一部（事業費の一部及び給与費24.92人分）、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	333,383,864	2,016,352,744	0.165
	収 集 車 両 費 (人 口)	車両雇上費の一部	85,412,833	556,717,215	0.153
	処 理 処 分 費 (人 口)	最終処分委託料の一部	69,039,131	1,014,609,595	0.068
経 済 労 働 費	生 活 経 済 費 (人 口)	消費者対策事業諸費の一部（事業費の一部及び給与費2.80人分）、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部（事業費の一部及び給与費0.50人分）	92,023,950	165,817,871	0.555
	産 業 経 済 費 (事 業 所 数)	商工振興費の一部（給与費9.00人分）、商工振興センター管理運営費、観光振興費	151,215,921	711,767,526	0.212

経 費 の 種 類 (測 定 単 位)		事 業 区 分	固 定 費 A	総 経 費 B	固定費割合 A/B
土 木 費	建 築 公 害 費 (人 口)	土木総務費の一部（事業費の一部及び給与費36.44人分）、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の特定財源、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	円 332,118,850	円 937,425,751	0.354
	都 市 整 備 費 (人 口)	都市整備総務費の一部（事業費及び給与費5.68人分）、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費、地域公共交通会議運営費	93,343,666	408,186,728	0.229
	道 路 橋 り ょ う 費 (道 路 面 積)	道路橋りょう総務費の一部（事業費の一部及び給与費6.07人分）、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	184,989,838	180,434,359	1.025
	公 園 費 (公 園 面 積)	公園維持管理費の一部（事業費の一部及び給与費14.56人分）、公衆便所維持管理費の一部	205,205,643	482,525,480	0.425
教 育 費	小 学 校 費 (学 校 数)	学校法律相談事業費	394,800	3,960,949,076	0.000
	中 学 校 費 (生 徒 数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	805,492,769	0.000
	中 学 校 費 (学 校 数)	学校法律相談事業費	177,660	2,174,512,128	0.000
	そ の 他 の 教 育 費 (児 童 生 徒 数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部（給与費30.95人分及び事業費の一部）、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、芸術鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	445,884,911	1,042,128,296	0.428
	そ の 他 の 教 育 費 (人 口)	社会教育総務費の一部（事業費及び給与費12.77人分）、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費（中央館分）、社会教育施設管理費の一部（社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部）、社会体育施設管理費の一部（体育館管理運営費（プール無館）、各種運動施設管理運営費の一部）、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費、パラスポーツ推進事業費、指導検査事業費（教育施設分）	675,139,579	2,343,328,090	0.288

※ 小学校費（学校数）、中学校費（生徒数・学校数）の固定費割合は0.000以下

2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会 総務費	議会総務費 (人 口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費の一部	円 781,688,990	円 1,039,480,040	0.752
	老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費	631,115,440	631,115,440	1.000
民生 費	児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築、大規模改修経費の一部 (4,380㎡分)及び放課後児童クラブ新設費の一部	159,425,228	1,306,774,088	0.122
	衛生費 (人 口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	132,216,200	264,432,400	0.500
清掃 費	収集作業費 (人 口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修 経費、車庫の大規模改修経費	216,055,200	216,055,200	1.000
経済 労働費	生活経済費 (人 口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修 経費	162,931,200	162,931,200	1.000
土木 費	建築公害費 (人 口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部(97戸 分)	122,872,476	511,960,320	0.240
	都市整備費 (人 口)	まちづくり事業費の一部(調査・計画作成費分)	61,974,888	78,992,000	0.785
	道路橋りょう費 (道路面積)	公衆便所の改築及び大規模改修経費	31,468,608	405,337,608	0.078
教育 費	その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費の一部(2,860㎡ 分)	106,517,840	327,747,200	0.325
	その他の教育費 (人 口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一 部(28,750㎡分)、各種運動施設の改築及び大規 模改修経費の一部(運動場の一部(14,470㎡分)、 屋外プール)	1,092,209,230	1,681,650,520	0.649

第5章 行政費目ごとの補正係数説明

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{219,832,373\text{円}}{14,297,018,729\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.014 + 0.985$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

(3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 602,399,670\text{円} \times 0.30 + 39,112,472\text{円} = 219,832,373\text{円} \end{aligned}$$

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{93,323,828\text{円}}{350,000\text{人} \times 40,849\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.007$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼 間 人 口 比 率	率	昼 間 人 口 比 率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼 間 人 口 比 率	補正係数	昼 間 人 口 比 率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.018
1.00以上 1.25未満	1.004	8.00以上 12.00未満	1.021
1.25以上 1.75未満	1.007	12.00以上 15.00未満	1.025
1.75以上 3.00未満	1.011	15.00以上	1.028
3.00以上 5.00未満	1.014		

B：総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄（避難所用）・生活必需品の備蓄・

災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}$$

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \text{単位費用}}{\text{標準区人口}}$$

$$A \times \frac{697,545,992\text{円}}{350,000\text{人}} + 391,838,330\text{円}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times 40,849\text{円}}{350,000\text{人}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left(0.049 + \frac{9,592}{A} \right)$$

$\frac{9,592}{A}$ 又は B に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\sum b}{\sum a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\sum a}{\sum b}$$

a : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数

$\sum a$: 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数を合算した数

$\sum b$: 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数を合算した数

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 542,085,287\text{円}}{A \times 40,849\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	347,972,129 円
100,000	199,999	31	425,617,392
200,000	299,999	34	464,440,023
300,000	499,999	40	542,085,287
500,000	899,999	47	632,671,427
900,000		50	671,494,058

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 1.015 - 1 \right] \times \frac{908,620,510\text{円}}{5,699,997,939\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 0.972 + 0.841$$

($\frac{B+C}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 0.906 - 1 \right] \times \frac{141,717,790\text{円} \times 0.550}{5,699,997,939\text{円}} = \frac{B}{A} \times 3.097 + 0.986$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

3 態容補正

(1) 目 的

児童発達支援センターの管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{児童発達支援センター 1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,706,091\text{円}}{A \times 16,286\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立児童発達支援センターの通所定員数

(3) 算出内訳

児童発達支援センター

区 分		節 名		金 額
基 準 的 経 費	管 理 費	報 酬		8,852,156 円
		給 与 費		119,035,635
		職 員 手 当 等		5,305,700
		報 償 費		47,400
		旅 費		123,490
		需 用 費		8,049,220
		役 務 費		485,570
		委 託 料		1,272,910
		使 用 料 及 び 賃 借 料		1,693,070
		工 事 請 負 費		1,394,880
		原 材 料 費		61,810
		備 品 購 入 費		265,040
		負担金補助及び交付金		20,000
		公 課 費		70,000
	計		146,676,881	
児 童 保 護 費	旅 費		77,380	
	需 用 費		6,707,140	
	役 務 費		101,260	
	委 託 料		56,980	
	使 用 料 及 び 賃 借 料		242,720	
	備 品 購 入 費		438,570	
	負担金補助及び交付金		3,000	
	計		7,627,050	
合 計			154,303,931	
特定財源	都 支 出 金		43,121,200	
差 引 一 般 財 源			111,182,731	
通 所 定 員			30 人	
通 所 定 員 1 人 当 たり 経 費			3,706,091	

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目 的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,172,755,272\text{円}}{4,670,322,019\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.863 + 0.107$$

$\frac{B}{A}$ （— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目 的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{141\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{258,990,809\text{円}}{4,670,322,019\text{円}} = \frac{B}{A} \times 24.778 + 0.945$$

$\frac{B}{A}$ （— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該区の４月１日現在における老人福祉法（昭和38年７月11日法律第133号）第11条第１項第１号
の規定による老人福祉施設入所措置者数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,132 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するもの
である。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,132 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の１月１日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の
日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム
（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

第3 生活保護費（被保護者数）

1 密度補正

(1) 目 的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち生活扶助費うち比例費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{c}{a}} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち住宅扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{d}{a}} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち教育扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{e}{a}} \\
 & + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち医療扶助(入院)費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{f}{a}} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち医療扶助(入院外)費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{g}{a}} + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち介護扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{h}{a}} \\
 & + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \right] \times \frac{\frac{(\alpha) \text{のうち法} \S 73 \text{ ケース扶助費}}{\text{標準区生活保護費}(\alpha)}}{\frac{h}{a}} \\
 & = 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{516,591,891}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{261,710,757}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,705,483}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{276,821,793}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{222,606,208}{1,426,057,321} \\
 & + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{25,474,052}{1,426,057,321} + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{21,426,414}{1,426,057,321} \\
 & = \frac{B \times 1.281 + C \times 0.930 + D \times 0.274 + E \times 9.835 + F \times 0.456 + G \times 0.453 + H \times 0.152}{A} + 0.066
 \end{aligned}$$

(B × 1.281 、 C × 0.930 、 H × 0.152 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の被保護者数)

a : 標準区被保護者数

B : Aのうち、生活扶助件数

b : aのうち、生活扶助件数

C : " 住宅扶助件数

c : " 住宅扶助件数

D : " 教育扶助件数

d : " 教育扶助件数

E : " 医療扶助 (入院) 件数

e : " 医療扶助 (入院) 件数

F : " 医療扶助 (入院外) 件数

f : " 医療扶助 (入院外) 件数

G : " 介護扶助件数

g : " 介護扶助件数

H : " 法 § 73 ケース扶助件数

h : " 法 § 73 ケース扶助件数

(3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 A	特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A－B
生活扶助	給 与 費 (19.52人) 154,905,039 そ の 他 1,559,177,575 計 1,714,082,614	円 1,103,770,000	円 610,312,614
うち比例費	給 与 費 (7.71人) 61,184,316 そ の 他 1,559,177,575 計 1,620,361,891	1,103,770,000	516,591,891
住宅扶助	給 与 費 (5.37人) 42,614,757 そ の 他 876,384,000 計 918,998,757	657,288,000	261,710,757
教育扶助	給 与 費 (0.54人) 4,285,283 そ の 他 13,678,200 計 17,963,483	10,258,000	7,705,483
医療扶助 (入院)	給 与 費 (0.54人) 4,285,283 そ の 他 1,090,144,510 計 1,094,429,793	817,608,000	276,821,793
医療扶助 (入院外)	給 与 費 (9.32人) 73,960,808 そ の 他 594,578,400 計 668,539,208	445,933,000	222,606,208
介護扶助	給 与 費 (1.06人) 8,411,852 そ の 他 68,245,200 計 76,657,052	51,183,000	25,474,052
法第73条の規定による扶助	給 与 費 (2.70人) 21,426,414 そ の 他 0 計 21,426,414	0	21,426,414
計	給 与 費 (39.05人) 309,889,436 そ の 他 4,202,207,885 計 4,512,097,321	3,086,040,000	(α) 1,426,057,321

2 態容補正

(1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600 \text{人}}{47,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{5,293,387,774 \text{円}}{7,720,806,009 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.663 + 0.314$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 0.997 - 1 \right] \times \frac{534,883,940\text{円}}{7,720,806,009\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.085 + 0.931$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和4年度及び令和5年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数
（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.061 - 1 \right] \times \frac{759,153,139\text{円}}{7,720,806,009\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.407 + 0.902$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和4年度及び令和5年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値
（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4 密度補正（Ⅳ）

(1) 目 的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{107,679,958 \text{円}}{7,720,806,009 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.468 + 0.986$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数（生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。）

5 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

区立認定こども園の管理運営に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[\frac{2 \text{号認定の} 4 \text{歳以上児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + C \times \left[\frac{2 \text{号認定の} 3 \text{歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + D \times \left[\frac{3 \text{号認定の} 1 \cdot 2 \text{歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right] + E \times \left[\frac{3 \text{号認定の} 0 \text{歳児に係る1人当たり加算経費}}{A \times \text{単位費用}} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,532,350 \text{円} + C \times 1,929,630 \text{円} + D \times 2,639,340 \text{円} + E \times 4,669,340 \text{円}}{A \times 164,272 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた0歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費（1園当たり経費）

区 分	節 名	金 額	
		全 年 齢 対 象	3 歳 未 満 児 の み 対 象
基 準 的 経 費	区立認定こども園報 酬	52,512,489 円	0 円
	管 理 運 営 費 給 与 費	142,842,762	0
	職 員 手 当 等	5,081,524	0
	報 償 費	144,320	0
	旅 費	94,870	0
	需 用 費	17,361,900	0
	役 務 費	785,660	0
	委 託 料	33,678,200	132,720
	使 用 料 及 び 賃 借 料	896,170	0
	工 事 請 負 費	781,430	0
	備 品 購 入 費	535,060	0
	負担金補助及び交付金	34,200	0
	計	254,748,585	132,720
特 定 財 源	都 支 出 金	382,230	0
	諸 収 入	19,200	0
	計	401,430	0
差 引 一 般 財 源（1園当たり経費）		254,347,155	132,720
数 値（1園当たり定員）		120 人	37 人
数 値（1園当たり定員補正後）		233 人	123 人
1 人 当 た り 経 費		1,091,620	1,080

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	補正率		1人当たり経費（円）		
		全体	3歳未満	経 費	利用者負担額	差引一般財源
2 号 認 定	4 歳 以 上 児	1.447	—	1,579,570	47,220	1,532,350
	3 歳 児	1.812	—	1,978,020	48,390	1,929,630
3 号 認 定	1・2 歳 児	2.962	—	3,234,460	595,120	2,639,340
	零 歳 児	4.821	1.628	5,264,460	595,120	4,669,340

6 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費等に係る経費（2・3号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & B \times \left[\begin{array}{l} 2 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} 2 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + D \times \left[\begin{array}{l} 3 \text{ 号 認 定 の} \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + E \times \left[\begin{array}{l} 3 \text{ 号 認 定 の} \\ \text{零 歳 児 に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] \\
 & \qquad \qquad \qquad + F \times \left[\begin{array}{l} 2 \cdot 3 \text{ 号 認 定 の} \\ \text{児 童 に 係 る} \\ 1 \text{ 人 当 た り} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] \\
 & = 1 + \frac{\qquad \qquad \qquad A \times \text{単位費用} \qquad \qquad \qquad}{\qquad \qquad \qquad} \\
 & \qquad \qquad \qquad B \times \quad 225,410 \text{円} \quad + C \times \quad 282,410 \text{円} \quad + D \times \quad 255,990 \text{円} \quad + E \times \quad 493,030 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad + F \times \quad 468,820 \text{円} \\
 & = 1 + \frac{\qquad \qquad \qquad A \times 164,272 \text{円} \qquad \qquad \qquad}{\qquad \qquad \qquad}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数

F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区 分				対象者数		公定価格/区加算額				利 用 者 負 担 額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 59.08/100)	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 20.46/100)	差引一般財源			
				定員	延人員	単価	加算率 加算額	金額	単価	金額	H (E-G) ×1/2 または59.08/100	I (E-G) ×1/4 または20.46/100	J E-G-H-I				
				A	B A×12	C	D	E B×C×D B×(C+D)	F	G B×F							
				人	人	円	%、円	円	円	円							
基 国 本 分 制 的 度 加 算 1 加 算 2 費 分	基 本 時 間	標準時間	4歳以上児	29	348	54,310		18,899,880	0	0							
			3歳児	16	192	62,600		12,019,200	0	0							
			1・2歳児	23	276	129,220		35,664,720	49,593	13,687,668							
			零歳児	6	72	212,150		15,274,800	49,593	3,570,696							
	短時間	短時間	4歳以上児	3	36	47,370		1,705,320	0	0							
			3歳児	2	24	55,660		1,335,840	0	0							
			1・2歳児	1	12	122,280		1,467,360	49,593	595,116							
	処遇改善等加算Ⅰ	標準時間	4歳以上児	29	348	520	16	2,895,360									
			3歳児	16	192	600	16	1,843,200									
			1・2歳児	23	276	1,170	16	5,166,720									
			零歳児	6	72	2,000	16	2,304,000									
	短時間	短時間	4歳以上児	3	36	450	16	259,200									
			3歳児	2	24	530	16	203,520									
			1・2歳児	1	12	1,100	16	211,200									
	加算1		三歳児配置改善加算	18	216	8,290	1,280	2,067,120									
			チーム保育加算	50	600	5,700	640	3,804,000									
			副食費徴収免除加算	7	84	4,800		403,200									
	加算2		療育支援加算	80	960	210	40	240,000									
			処遇改善等加算Ⅱ	①(7人)	80	960	2,200		2,112,000								
				②(4人)	80	960	150		144,000								
			処遇改善等加算Ⅲ	33人	80	960	11,320	1/2	2,236,800								
			冷暖房費加算			115,200		115,200									
	費 分		栄養管理加算	80	960	1,000	150	1,104,000									
			施設機能強化推進費加算			48,450		48,450									
	小 計								111,525,090					17,853,480	50,875,000	21,399,000	21,397,610
	区 加 算 分			職員処遇等加算	80	960	12,650		12,144,000								
施設維持管理・健康管理等加算				80	960	3,454		3,315,840						3,315,840			
児童処遇等加算				80	960	2,610		2,505,600						2,505,600			
特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)				80	960	20,354		19,539,840						19,539,840			
小 計								37,505,280						37,505,280			
合 計								149,030,370		17,853,480	50,875,000	21,399,000	58,902,890				

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 た り 経 費 （ 円 ）			
		公 定 価 格 / 区 加 算 額	利 用 者 負 担 額	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
2 号 認 定	4 歳 以 上 児	901,640	0	676,230	225,410
	3 歳 児	1,129,640	0	847,230	282,410
3 号 認 定	1 ・ 2 歳 児	1,846,260	595,120	995,150	255,990
	零 歳 児	3,004,810	595,120	1,916,660	493,030
2 ・ 3 号 認 定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務（児童相談所、一時保護所及び児童相談所設置市事務）に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left(B \times \frac{619,490,577\text{円}}{48,600\text{人}} + 315,530,558\text{円} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left(B \times 12,747 + 315,530,558 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童相談所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基準的 経費	児童相談所運営費	給与費	388,849,741 円	119,035,635 円	269,814,106 円
		報酬	31,939,871	31,939,871	0
		職員手当等	38,937,820	11,349,897	27,587,923
		報償費	1,134,409	59,673	1,074,736
		旅費	2,276,880	94,870	2,182,010
		需用費	11,433,710	5,243,131	6,190,579
		役務費	5,319,870	2,077,748	3,242,122
		委託料	43,238,720	28,300,302	14,938,418
		使用料及び賃借料	280,230	0	280,230
		工事請負費	240,810	145,449	95,361
		備品購入費	328,338	0	328,338
		負担金補助及び交付金	1,587,202	150,423	1,436,779
		公課費	875	0	875
合 計			525,568,476	198,396,999	327,171,477
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	7,416,000	7,033,000	383,000
差 引 一 般 財 源			518,152,476	191,363,999	326,788,477

一時保護所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	158,714,180 円	60,311,388 円	98,402,792 円
		報 酬	36,244,915	20,825,371	15,419,544
		職 員 手 当 等	18,143,195	6,144,550	11,998,645
		需 用 費	3,818,240	1,195,109	2,623,131
		役 務 費	105,260	32,946	72,314
		委 託 料	41,101,480	13,080,482	28,020,998
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,300,960	407,201	893,759
		備 品 購 入 費	194,620	60,916	133,704
		扶 助 費	26,782,278	4,014,078	22,768,200
合 計			286,405,128	106,072,041	180,333,087
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	73,724,948	25,680,218	48,044,730
差 引 一 般 財 源			212,680,180	80,391,823	132,288,357

児童相談所設置市事務

区 分						節 名		経 費		固 定 費		比 例 費	
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 務					給 与 費	87,292,799 円	29,600,194 円	57,692,605 円				
						報 酬	3,739,620	3,739,620	0				
						旅 費	154,760	86,702	68,058				
						需 用 費	15,310	15,310	0				
						役 務 費	427,910	384,910	43,000				
						委 託 料	30,876,371	0	30,876,371				
						扶 助 費	139,271,651	0	139,271,651				
						負担金補助及び交付金	12,577,573	0	12,577,573				
合 計							274,355,994	33,826,736	240,529,258				
特 定 財 源						分 担 金 及 負 担 金	515	0	515				
						国 庫 支 出 金	91,847,000	576,000	91,271,000				
						都 支 出 金	△ 21,680,000	△ 10,524,000	△ 11,156,000				
						計	70,167,515	△ 9,948,000	80,115,515				
差 引 一 般 財 源							204,188,479	43,774,736	160,413,743				

差 引 一 般 財 源 合 計		935,021,135 円	315,530,558 円	619,490,577 円
-----------------	--	---------------	---------------	---------------

8 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別
区の児童相談所関連事務(措置費及び旧都単独補助事業)に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times \frac{432,540,000\text{円}}{48,600\text{人}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 8,900 + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 164,272\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本
人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含
む。）

C：当該年度における措置費及び旧都単独補助事業に要する経費として知事が算定した額

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

措置費（国基準分）

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的	措置費（国基準分）	扶 助 費	593,892,000 円	0 円	593,892,000 円
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	6,804,000	0	6,804,000
		国 庫 支 出 金	293,544,000	0	293,544,000
		計	300,348,000	0	300,348,000
差 引 一 般 財 源			293,544,000	0	293,544,000

旧都単独補助事業

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的	旧都単独補助事業	負担金補助及び交付金	96,228,000 円	0 円	96,228,000 円
		扶 助 費	42,768,000	0	42,768,000
	合 計		138,996,000	0	138,996,000
	特 定 財 源		—	0	0
	差 引 一 般 財 源		138,996,000	0	138,996,000

差 引 一 般 財 源 合 計		432,540,000 円	0 円	432,540,000 円
-----------------	--	---------------	-----	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目 的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は削減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,156\text{人}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{2,219,933\text{円} - 1,349,558\text{円}}{1,645,486\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.529 + 0.820$$

$\frac{B}{A}$ (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目 的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{34\text{所}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{7,935,709\text{円} \times 2.737\text{人}}{1,645,486\text{円}} = \frac{B}{A} \times 13.200 + 0.868$$

$\frac{B}{A}$ (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在における区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

3 態容補正

(1) 目 的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る1施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 11,809,156 \text{円}}{A \times 1,645,486 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区 分		節 名	経 費	説 明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報 酬	円 6,254,159	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,600円 × 1人 × 12月 = 523,200円 会計年度任用職員（保健師） @5,491,332円 × 0.5人 = 2,745,666円 会計年度任用職員（調理員） @3,731,616円 × 0.8人 = 2,985,293円
		給与費	5,554,997	保健師の増配置 @7,935,709円 × 0.5人 = 3,967,855円 調理員の増配置 = @7,935,709円 × 0.2人 1,587,142円
		計	11,809,156	
		一 般 財 源	11,809,156	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目 的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{3 \text{歳未満児}}{1 \text{人あたり経費}} \right] - \left[\frac{3 \text{歳以上児}}{1 \text{人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{374 \text{人}}{1,100 \text{人}} \right) \times \frac{770,051 \text{円} - 706,217 \text{円}}{727,915 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.088 + 0.970$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{84,753\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{654,540,560\text{円}}{1,656,867,371\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.5304 + 0.6050$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）：84,753人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者（未就学児）数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{未就学児均等割保険料軽減措置繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{3,268\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{12,636,410\text{円}}{1,656,867,371\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.2657 + 0.9924$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項の規定に基づく、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前々年度の数

a：標準区における未就学児（医療分、後期高齢者支援金分）の数：3,268人

第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{29,217\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{136,856,200\text{円}}{2,707,585,414\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0588 + 0.9495$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 29,217 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{191\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{764,600\text{円}}{2,707,585,414\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0503 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 191 人

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025 \text{所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{1,026,642,673 \text{円} \times 0.161}{3,747,727,089 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.856 + 0.956$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

2 態容補正（I）

(1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{65,836,930 \text{円}}{1,470 \text{人}} + 9,025,470 \text{円}}{A \times 10,708 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 44,787 + 9,025,470}{A \times 10,708 \text{円}}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

公害健康被害補償給付支給事務費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 健 康 被 害 補 償 給 付 事 務 費 支 給 事 務 費	報 酬	5,862,325円	1,834,910円	4,027,415円
		給 与 費	46,027,112	0	46,027,112
		職 員 手 当 等	976,450	305,630	670,820
		報 償 費	2,799,700	876,310	1,923,390
		旅 費	39,220	12,280	26,940
		需 用 費	840,690	263,140	577,550
		役 務 費	8,668,820	2,713,340	5,955,480
		委 託 料	35,217,250	11,023,000	24,194,250
		使 用 料 及 び 賃 借 料	2,017,670	631,530	1,386,140
		負担金補助及び交付金	51,977	16,270	35,707
		扶 助 費	103,954	32,540	71,414
合 計			102,605,168	17,708,950	84,896,218
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	28,289,000	8,854,460	19,434,540
差 引 一 般 財 源			74,316,168	8,854,490	65,461,678

公害保健福祉事業費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公害保健福祉事業費	報 酬	627,080円	196,280円	430,800円
		職 員 手 当 等	392,350	122,810	269,540
		報 償 費	72,110	22,570	49,540
		旅 費	9,540	2,990	6,550
		需 用 費	22,750	7,120	15,630
		役 務 費	171,680	53,740	117,940
		委 託 料	126,850	39,700	87,150
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,840	2,140	4,700
		負担金補助及び交付金	753,032	235,700	517,332
合 計			2,182,232	683,050	1,499,182
特 定 財 源		分 担 金 及 び 負 担 金	1,636,000	512,070	1,123,930
差 引 一 般 財 源			546,232	170,980	375,252

差 引 一 般 財 源 合 計		74,862,400円	9,025,470円	65,836,930円
-----------------	--	-------------	------------	-------------

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 10,708 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(A \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left(A \times \frac{4,441,973 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 10,708 \text{円}}$$
$$= 1 + \frac{\left(A \times 13 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 10,708 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基準的経費	児童福祉施設に関する事務（助産施設）	委 託 料	224円	0円	224円
		扶 助 費	2,649,167	0	2,649,167
合 計			2,649,391	0	2,649,391
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	54,518	0	54,518
		国 庫 支 出 金	1,297,000	0	1,297,000
		都 支 出 金	△ 3,144,100	0	△ 3,144,100
		計	△ 1,792,582	0	△ 1,792,582
差 引 一 般 財 源			4,441,973	0	4,441,973

5 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

昼間人口比率により、環境事業推進費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区環境事業推進費のうち} \\ \text{路上喫煙等巡回指導委託経費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{41,272,335\text{円}}{350,000\text{人} \times 10,708\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.011$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼 間 人 口 比 率	率	昼 間 人 口 比 率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼 間 人 口 比 率	補正係数	昼 間 人 口 比 率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.028
1.00以上 1.25未満	1.006	8.00以上 12.00未満	1.033
1.25以上 1.75未満	1.011	12.00以上 15.00未満	1.039
1.75以上 3.00未満	1.017	15.00以上	1.044
3.00以上 5.00未満	1.022		

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right) \times \frac{4,221 \text{ t}}{61,304 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（I）

(1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,761 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,761 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

第2 収集車両費（人口）

1 密度補正

(1) 目 的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,221 \text{ t}}{61,304 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 36台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,591 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

第3 処理処分費（人口）

1 態容補正

(1) 目 的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,899 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 50,713,860円}{A \times 474円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

第2 産業経済費（事業所数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left(\frac{C \times \text{比例費}}{\text{標準区農業世帯数}} + \text{固定費} \right)}{A \times 59,314円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

C：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯数の数

比例費：農業委員会運営費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：農業委員会運営費のうち、報酬をいう。

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 業 委 員 会 運 営 費	報 酬	5,620,800円
		給 与 費	11,109,993
		職 員 手 当 等	156,350
		旅 費	434,700
		交 際 費	6,000
		需 用 費	325,250
		委 託 料	265,460
		負担金補助及び交付金	403,000
	計	18,321,553	
特 定 財 源		都 支 出 金	920,000
差 引 一 般 財 源			17,401,553
数 値			174世帯

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 179,884\text{円}}{A \times 59,314\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 漁 業 振 興 経 費	給 与 費	67,453,527円
	〔 病 虫 害 防 除 、 品 評 会 、 都 市 農 家 育 成 等 〕	職 員 手 当 等	651,950
		報 償 費	246,530
		旅 費	115,010
		需 用 費	1,986,570
		役 務 費	357,350
		委 託 料	8,521,010
		負担金補助及び交付金	10,610,000
		計	89,941,947
特 定 財 源		0	
差 引 一 般 財 源		89,941,947	
数 値		500世帯	
1 世 帯 当 た り 経 費		179,884	

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 3,407 \text{円}}{A \times 2,678 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	区 営 駐 車 場 維 持 管 理 費	需 用 費	円 300,549	光熱水費	電気料 92,037円
		役 務 費	41,334	水道料	3,805円
		委 託 料	2,612,294	修繕料	29,705円
		使用料及び 賃 借 料	572,095	その他	175,002円
		工事請負費	145,324		
		計	3,671,596		
特定 財源	駐車場使用料		2,138,447		
差 引 一 般 財 源			1,533,149 円		
数 値			450 ㎡		
1㎡当たり経費			3,407 円		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,678 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,166 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参 考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分			8. 5m以上 (平均14m)	6. 5m～8. 5m (平均7. 5m)	4. 5m～6. 5m (平均5. 5m)	4. 5m未満 (平均3. 5m)	橋 り よ う
基 準 的 経 費	事 業 費		円	円	円	円	円
		側 溝 維 持 補 修 費	21, 598, 720	39, 741, 280	53, 852, 080	84, 215, 750	－
		交 通 安 全 施 設 維 持 補 修 費	11, 825, 620	10, 512, 040	13, 866, 000	5, 936, 960	－
		そ の 他	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	1, 181, 432, 254	－
	計	1, 214, 856, 594	1, 231, 685, 574	1, 249, 150, 334	1, 271, 584, 964	12, 095, 000	
	給 与 費	388, 849, 741	388, 849, 741	388, 849, 741	388, 849, 741	7, 935, 709	
合 計		1, 603, 706, 335	1, 620, 535, 315	1, 638, 000, 075	1, 660, 434, 705	20, 030, 709	
特 定 財 源			1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	1, 457, 565, 716	0
差 引 一 般 財 源			146, 140, 619	162, 969, 599	180, 434, 359	202, 868, 989	20, 030, 709
数 値 (m ²)			2, 322, 000	2, 322, 000	2, 322, 000	2, 322, 000	17, 500
単 位 当 た り 経 費			63	70	78	87	1, 145
補 正 係 数			0. 808	0. 897	1. 000	1. 115	14. 679

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 〔 橋りょう面積 〕 17,500㎡	給 与 費	7,935,709 円
		需 用 費	553,000
		委 託 料	3,667,000
		使用料及び賃借料	210,000
		工 事 請 負 費	7,306,000
		原 材 料 費	359,000
		(事 業 費 計)	(12,095,000)
一 般 財 源		—	20,030,709

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.19638 (456,000/2,322,000)とする。

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{0.19638} - 1 \right] \times \frac{165,895,582\text{円}}{180,434,359\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.682 + 0.081$$

($\frac{B}{A}$ 及び $\frac{B}{A} \times 4.682$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 2,228,000\text{円}}{A \times 78 \text{ 円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m³/分）が100以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分			100m³／分以上
基 準 的 経 費	排 水 場 維 持 管 理 費	需 用 費	58,000 円
		役 務 費	36,000
		委 託 料	1,920,000
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,000
		工 事 請 負 費	208,000
		計	2,228,000
一 般 財 源			2,228,000

（参考）措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

（下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。）

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

第4 公園費（公園面積）

1 種別補正

(1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,223 円	613 円	1,407 円
補 正 係 数	1.000	0.501	1.150

(3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園 維持管理費	給 与 費	30,076,337	@7,935,709円 × 3.79人 = 30,076,337円
		事 業 費	368,854,220	
		計	398,930,557	
特 定 財 源			31,949,000 円	
差 引 一 般 財 源			366,981,557 円	
数 値			300,000 m ²	
単 位 当 た り 経 費			1,223 円	

イ 河川敷公園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	河川敷公園 維持管理費	給 与 費	1,904,570	@7,935,709円 × 0.24人 = 1,904,570円
		職 員 手 当 等	628,350	時間外勤務手当 @2,950円 × 213時間 = 628,350円
		旅 費	129,850	普通旅費 @530円 × 245回 = 129,850円
		需 用 費	1,637,000	電気料 759,000円
				水道料 756,000円
				消耗品費 103,000円
				修繕料 19,000円
		役 務 費	10,147,000	
		委 託 料	18,452,000	
		使 用 料 及 び 賃 借 料	102,000	貨物自動車借上料
経 費		工 事 請 負 費	26,161,000	改良工事
		原 材 料 費	382,000	砂利、セメント、木材等
		備 品 購 入 費	369,000	
		計	59,912,770	
特定 財源	使 用 料 及 び 手 数 料		8,395,000	公園使用料・公園占用料 8,395,000円
差 引 一 般 財 源			51,517,770円	
数 値			84,000㎡	
単 位 費 用			613円	

ウ 児童遊園

区 分		節 名	経 費 (円)	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	児 童 遊 園 維持管理費	給 与 費	3, 015, 569	@7, 935, 709円 × 0.38人 = 3, 015, 569円		
		需 用 費	2, 108, 000	{	電気料	978, 000円
					水道料	975, 000円
					消耗品費	128, 000円
					修繕料	27, 000円
		役 務 費	9, 212, 260			
		委 託 料	13, 897, 000			
		工 事 請 負 費	10, 391, 000	金属柵、遊具等施設改修工事		
		原 材 料 費	1, 990, 000	砂利、材木、金網等		
		備 品 購 入 費	1, 610, 000			
	計	42, 223, 829				
差 引 一 般 財 源			42, 223, 829円			
数 値			30, 000㎡			
単 位 費 用			1, 407円			

第7項 教育費

第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right] \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,017\text{人}}{21,420\text{人}} \right] \times \frac{91,161\text{円}}{69,891\text{円}}$$
$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 0.652 + 0.877$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ 及び $\left(\frac{D}{C} \right)$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：令和4年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：令和5年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \\ \left. + \text{固定費（給与費）比率} \right\} - 1 \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$
$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{690,406,683\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\ \times \frac{738,508,200\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{195,507,200\text{円}}{34\text{校} \times 116,498,502\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0500 + C \times 0.1697 + D \times 0.1864}{A} + 0.5939$$

$$(B \times 0.0500、C \times 0.1697、D \times 0.1864 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0500 + C \times 0.1697 + D \times 0.1864}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 73,706,365\text{円} + C \times 87,197,070\text{円})}{A \times 116,498,502\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区 分	節 名	金 額
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	29,982,879 円
	管理運営費給与費	31,742,836
	職員手当等	3,283,800
	旅 費	156,820
	需用費	5,275,300
	役 務 費	654,900
	委 託 料	155,500
	工事請負費	1,771,400
	備品購入費	629,700
	使用材料及び賃借料	53,230
合 計		73,706,365
特 定 財 源		0
差 引 一 般 財 源		73,706,365
特別支援学校1校当たり経費		73,706,365

養護学園

区 分	節 名	金 額
基 準 的 経 費	養護学園報酬	29,982,879 円
	管理運営費給与費	45,233,541
	職員手当等	3,283,800
	旅 費	156,820
	需用費	5,275,300
	役 務 費	654,900
	委 託 料	155,500
	工事請負費	1,771,400
	備品購入費	629,700
	使用材料及び賃借料	53,230
合 計		87,197,070
特 定 財 源		0
差 引 一 般 財 源		87,197,070
養護学園1園当たり経費		87,197,070

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和6年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}} \right] \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{1,000\text{人}}{10,800\text{人}} \right] \times \frac{158,812\text{円}}{74,583\text{円}} \\
 &= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.065 + 0.803 \\
 &\left(\frac{B}{A} \text{ 及び } \frac{D}{C} \text{ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \right)
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：令和4年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：令和5年度に教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \left(\frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \right. \\
 & \left. \left. + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 & + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{261,878,397\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\
 & \times \frac{432,918,600\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{97,753,600\text{円}}{18\text{校} \times 120,806,229\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= \frac{B \times 0.0182 + C \times 0.1253 + D \times 0.1991}{A} + 0.6574$$

$$(B \times 0.0182、C \times 0.1253、D \times 0.1991 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0182 + C \times 0.1253 + D \times 0.1991}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和6年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B－A)、(C－B)、(D－C)、(E－D)又は(F－E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B－A)、(C－B)、(D－C)、(E－D)及び(F－E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

「幼稚園数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等・教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{475,067,587\text{円}}{891,834,145\text{円}} = \frac{B \times 0.533}{A} + 0.467$$

(B × 0.533 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

「人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{1給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{1,580\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{77,100\text{円}}{6,695\text{円}} = \frac{B \times 11.52}{A} + 0.948$$

(B × 11.52 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和5年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：令和5年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{379\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{198,032\text{円}}{6,695\text{円}} = \frac{B \times 29.58}{A} + 0.968$$

(B × 29.58 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{662,738,468\text{円}}{350,000\text{人} \times 6,695\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.283$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.566
1.25以上 1.75未満	1.142	10.00以上 15.00未満	1.708
1.75以上 3.00未満	1.283	15.00以上	1.849
3.00以上 6.00未満	1.425		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

4 態容補正(Ⅱ)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + \frac{(B \times 1,038,390 \text{円} + C \times 1,457,330 \text{円})}{A \times 6,695 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	254,347,155円
数値(1園当たり定員)	120人
数値(1園当たり定員補正後)	233人
1人当たり経費	1,091,620

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	1,091,620	53,230	1,038,390
	3歳児	1.382	1,508,620	51,290	1,457,330

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費（1号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 4 \text{ 歳 以 上 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 号 認 定 の} \\ 3 \text{ 歳 児 に} \\ \text{係る 1 人 当 たり} \\ \text{加 算 経 費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 194,920 \text{円} + C \times 269,380 \text{円})}{A \times 6,695 \text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の人口）
- B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数
- C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費（1園当たり経費（1号認定分））

区 分			対 象 者 数		公 定 価 格		国庫支出金	都 支 出 金	差 引 一 般 財 源	
			定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2	H E-F-G
			A	B	C	D	E			
			A×12		B×(C+D)		(E×0.749-G)×1/2	(E×0.749-G)×1/4 (E×0.251)×1/2	円	
人	人	円	円	円		円	円	円		
基 本 分	4 歳 以 上 児	3 歳 児	80	960	28,870		27,715,200			
		3 歳 児	40	480	37,430		17,966,400			
	処遇改善等加算Ⅰ	4 歳 以 上 児	80	960	4,160		3,993,600			
		3 歳 児	40	480	5,600		2,688,000			
	副園長・教頭配置加算		120	1,440	890	128	1,465,920			
	学級編成調整加配加算		120	1,440	4,280	640	7,084,800			
	3 歳 児 配 置 改 善 加 算		40	480	8,560	1,280	4,723,200			
	チ ャ ー ム 保 育 加 配 加 算		120	1,440	5,700	640	9,129,600			
	給 食 実 施 加 算		120	1,440	1,680	256	2,787,840			
	副 食 費 徴 収 免 除 加 算		18	216	3,360		725,760			
	加算部分1	療 育 支 援 加 算		120	1,440	110	10	172,800		
		事 務 職 員 雇 上 費 加 算		120	1,440	680	110	1,137,600		
		冷 暖 房 費 加 算		120	1,440	120		172,800		
		施設機能強化推進費加算						43,630		
		処遇改善等加算Ⅱ	①(7人)	120	1,440	1,470		2,116,800		
	②(4人)		120	1,440	100		144,000			
	処遇改善等加算Ⅲ	4 歳 以 上 児	80	960	1,560		1,497,600			
		3 歳 児	40	480	1,560		748,800			
	合 計						84,314,350	31,575,724	26,369,310	26,369,316

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 た り 経 費 (円)		
		公 定 価 格	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
1 号 認 定	4 歳 以 上 児	623,260	428,340	194,920
	3 歳 児	861,340	591,960	269,380

第8項 その他諸費

第1 その他行政費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times 0.15 + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（令和2年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

第2節 投資的経費

1 低地係数（I）及び地価係数

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052
準 低 地 地 区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式 イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

α ：工事費率

β ：用地費率

2 低地係数（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.059
準 低 地 地 区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.032
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

α ：工事費率

第 1 項 議会総務費

第 1 議会総務費（人口）

1 態容補正

(1) 目 的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 763,171,040\text{円}}{1,039,480,040\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 763,171,040\text{円} - 763,171,040\text{円}}{1,039,480,040\text{円}} \\
 &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\
 &= 0.734 \times A + 0.266
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 266,057,120\text{円}}{362,384,120\text{円}} \right\} \\ &= 1 + \frac{A \times 266,057,120\text{円} - 266,057,120\text{円}}{362,384,120\text{円}} \\ &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\ &= 0.734 \times A + 0.266 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{0\text{円}}{631,115,440\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.000 + 1.000$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 450,341,440\text{円}}{631,115,440\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 450,341,440\text{円} - 450,341,440\text{円}}{631,115,440\text{円}}$$

$$= 1 + 0.714 \times A - 0.714$$

$$= 0.714 \times A + 0.286$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.037
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 10,018 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

第3 児童福祉費（15歳未満人口）

1 密度補正

(1) 目 的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{1,147,348,860 \text{円}}{1,306,774,088 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 935,470,288\text{円}}{1,306,774,088\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 935,470,288\text{円} - 935,470,288\text{円}}{1,306,774,088\text{円}} \\
 & = 1 + 0.716 \times A - 0.716 \\
 & = 0.716 \times A + 0.284
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.037
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む。）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \frac{\left[B \times \frac{23,752,215\text{円}}{39,300\text{人}} + 36,228,125\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 34,389\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 604 + 36,228,125 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 34,389 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 的 改 築 ・ 大 規 模 改 修	工 事 請 負 費	67,062,340 円	40,505,653 円	26,556,687 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	7,082,000	4,277,528	2,804,472
差 引 一 般 財 源		59,980,340	36,228,125	23,752,215

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 34,389 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

5 態容補正（Ⅳ）

(1) 目 的

区立認定こども園（2・3号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{施設当たり改築工事費}}{1 \text{施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{9,228,600 \text{円}}{16,633,300 \text{円}} \right] \times C \times 138,611 \text{円}}{A \times 34,389 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.555 + 0.445) \times C \times 138,611}{A \times 34,389}$$

(B × 0.555 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園 (2 ・ 3 号認定分)

区 分			金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	園 舎	6,682,500 円
		園 庭	298,800
		フ ェ ン ス	423,400
	改 築		9,228,600
	合 計		16,633,300
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源 1 施設当たり経費			16,633,300
対 象 者 数 （ 1 ～ 3 号 認 定 ）			120 人
1 人 当 た り 経 費			138,611 円

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\ &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 194,142,400\text{円}}{264,432,400\text{円}} \right\} \\ &= 1 + \frac{A \times 194,142,400\text{円} - 194,142,400\text{円}}{264,432,400\text{円}} \\ &= 1 + 0.734 \times A - 0.734 \\ &= 0.734 \times A + 0.266 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.038
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.021
その他の特別区	1.000	1.000

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 756\text{円} \quad (\text{単位費用})}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 617 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 617 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\
 &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 131,251,200\text{円}}{162,931,200\text{円}} \right\} \\
 &= 1 + \frac{A \times 131,251,200\text{円} - 131,251,200\text{円}}{162,931,200\text{円}} \\
 &= 1 + 0.806 \times A - 0.806 \\
 &= 0.806 \times A + 0.194
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.052	1.042
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.029	1.023
その他の特別区	1.000	1.000

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,463 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 226 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

- (1) 目的
- 道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。
- (2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道 路 改 良 A	ガ ー ド パ イ プ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	30,100円/㎡×1/180(実施率)=167円	21,100円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長)×2(両側)×0.2(設置率)×1/65(実施率) =9円	176円 a	a/c 1.344
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	24,300円/㎡×1/180 =135円	21,100円/m ×1m/7.5㎡×2(両側)×0.2×1/65=17円	152円 b	b/c 1.160
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	21,500円/㎡×1/180 =119円	21,100円/m ×1m/5.5㎡×1(片側)×0.2×1/65=12円	131円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	19,900円/㎡×1/180 =111円		111円 d	d/c 0.847
橋りょうの 種 別	鋼 橋	515,600円/㎡×1/50= 10,312円	10,312円 e	e/c 78.718
	木 橋 ・ 石 橋 コンクリート橋	283,500円/㎡×1/50= 5,670円	5,670円 f	f/c 43.282

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

2 密度補正

- (1) 目的
- 交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。
- (2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 11,317円 + C \times 25円 + D \times 22円) - A \times 20円}{A \times 175円(単位費用)}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）
- B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計
- C：令和2年国勢調査による人口集中地区人口
- D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

道路、橋りょうの新設及び拡幅、電線類の地中化、都市景観創出向上事業並びに自転車走行空間整備事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅、電線類の地中化、都市景観創出向上事業並びに自転車走行空間整備事業に要する経費として、知事が算定した額

(参 考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。

なお、自転車走行空間整備事業については、令和14年度財調までの算定とする。

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参 考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 175 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第4 公園費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & \left[1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B \\ &= \left[1 + (A-1) \times \frac{50,516,000\text{円} + 166,124,715\text{円}}{652,363,691\text{円}} \right] \times B \\ &= \left[1 + (A-1) \times 0.332 \right] \times B = (A \times 0.332 + 0.668) \times B \end{aligned}$$

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園（海上公園を除く。）、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積（0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積		率
1.5㎡以下		1.286
1.6㎡以上	1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上	1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上	2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上	4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上		0.561

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 1,864\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第7項 教育費

第1 小学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{2,034,700,500\text{円}}{8,217,278,300\text{円}}$$
$$= A \times 0.2476 + 0.7524$$

($A \times 0.2476$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 508,600 + D \times 90,359,500 + E \times 322,535,600 - E \times 107,981,500 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 31,500 + G \times 57,000 + H \times 2,037,400 - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 630,585,000 - J \times 401,314,500 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 175,375,000 - L \times 59,950,000 \times \frac{1}{3} + M \times 15,050,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 241,684,656\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の改築・改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 66,420,900\text{円}}{A \times 241,684,656\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）

及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区 分		節 名	金 額
基 準 的 経 費	改 築	(改 築 事 業)	
		校 舎	26,758,600 円
		屋 内 運 動 場	6,808,700
		プ ー ル	2,722,500
	義務教育施設	(改 修 事 業)	
	大 規 模 改 修	校 舎	11,494,200
		給 食 室	1,885,100
		屋 内 運 動 場	2,100,900
		プ ー ル	480,300
		校 庭	4,183,200
		フ ェ ン ス	1,270,200
	義務教育施設	(改 修 事 業)	
	長 寿 命 化 改 修	校 舎	15,494,100
		給 食 室	2,541,100
	合 計		75,738,900
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	校 舎 建 設 費	3,698,000
		給 食 室 設 置 経 費	375,000
		屋 内 運 動 場 建 設 費	1,376,000
		プ ー ル 建 設 費	293,000
		校 舎 長 寿 命 化 経 費	2,492,000
		給 食 室 長 寿 命 化 経 費	252,000
		校 舎 大 規 模 改 修 経 費	832,000
		合 計	9,318,000
	差 引 一 般 財 源		66,420,900
特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園 1 施 設 当 た り 経 費		66,420,900	

5 態容補正 (Ⅳ)

(1) 目 的

特別支援学校施設（校舎・屋内運動場・学校プール）等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left(B \times C \times 508,600 + D \times 90,359,500 + E \times 301,618,600 - E \times 90,041,000 \times \frac{1}{2} \right. \\
 & + F \times 86,245,400 + G \times 2,037,400 - H \times 288,200 \times \frac{1}{2} - H \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 285,450,000 - I \times 181,665,000 \times \frac{1}{2} - J + K \times 514,400 \\
 & - L \times 288,200 \times \frac{1}{2} - L \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 77,165,000 \\
 & \left. - M \times 26,378,000 \times \frac{1}{3} + N \times 6,622,000 + O \right) \times \frac{1}{A \times 241,684,656 \text{円}} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

第2 中学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{B}{A} \div 15$$

標準区学級数 270学級

標準区学校数 18校

$$\frac{B}{A}$$

（ $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。
 低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含) 建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,138,482,000\text{円}}{4,542,399,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.2506 + 0.7494$$

（ $A \times 0.2506$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.059
準 低 地 地 区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.032
山 手 地 区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 508,600 + D \times 115,544,600 + E \times 301,618,600 - E \times 90,041,000 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 31,500 + G \times 57,000 + H \times 2,037,400 - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 288,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 590,622,000 - J \times 375,881,400 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 210,450,000 - L \times 71,940,000 \times \frac{1}{3} + M \times 18,060,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 252,355,500\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times 519,000 - B \times 175,100 \times \frac{1}{3} + C \times 228,774,000 \times \frac{1}{44} \right. \\ \left. - C \times 73,542,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 1,596,000 \right) \times \frac{1}{A \times 252,355,500 \text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目 的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（I）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改 築 工 事 費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{255,578,000 \text{円}}{373,575,500 \text{円}} \\ = A \times 0.684 + 0.316$$

(A × 0.684 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（I）

「人口」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目 的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（I）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{大規模改修を除く工事費のうち固定費} \right] \times (B-1)}{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}} \\
 & + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1)}{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}} + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C-1)}{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}} \\
 & = 1 + \frac{\left[201,499,760 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 746,274,000 \text{円} \right] \times (B-1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} \\
 & + \frac{206,720,640 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} \times (B \times C - 1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} + \frac{74,844,000 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} \times (C-1)}{589,441,290 \text{円} \times \frac{A}{350,000 \text{人}} + 1,092,209,230 \text{円}} \\
 & = 1 + \frac{(576 \times A + 746,274,000) \times (B-1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} + \frac{591 \times A \times (B \times C - 1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & + \frac{214 \times A \times (C-1)}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & = 1 + \frac{B \times (576 \times A + 746,274,000) - (576 \times A + 746,274,000) + 591 \times A \times B \times C - 591 \times A}{1,684 \times A + 1,092,209,230} \\
 & + \frac{214 \times A \times C - 214 \times A}{1,684 \times A + 1,092,209,230}
 \end{aligned}$$

($B \times (576 \times A + 746,274,000)$ 、 $591 \times A \times B \times C$ 及び $214 \times A \times C$ に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数(I)

C：昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)(経常)の説明欄参照

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 &= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{7,932,600 \text{円}}{15,337,300 \text{円}} \right] \times C \times 127,811 \text{円}}{A \times 4,805 \text{円}} \\
 &= 1 + \frac{(B \times 0.517 + 0.483) \times C \times 127,811}{A \times 4,805}
 \end{aligned}$$

（ B × 0.517 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（Ⅰ）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園（1号認定分）

区 分			金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	園 舎	6,682,500 円
		園 庭	298,800
		フ ェ ン ス	423,400
	改 築		9,228,600
	合 計		16,633,300
特 定 財 源	国庫支出金	園舎建設費	1,296,000
	合 計		1,296,000
差 引 一 般 財 源 1 施設当たり経費			15,337,300
対 象 者 数 （ 1 ～ 3 号 認 定 ）			120 人
1 人 当 た り 経 費			127,811 円